

江別市・当別町・新篠津村に住民登録のある季節労働者の皆様へ

資格・免許の取得に 助成金が使えます



【利用時期：令和6年3月17日まで】

※助成金は予算の範囲がありますので、予算限度額に達した場合は利用の受付を締め切らせていただきます。

受講費用の**50%**を資格取得後に助成。助成限度額**16万7千円**

利用できる講習の種類

■ 公安委員会が指定した教習所による次の運転免許教習

大型免許

中型免許

準中型免許
(普通免許を取得済の方)

大型特殊
免許

けん引免許

2種免許
(大型・中型・普通)

- 厚生労働大臣指定 教育訓練講座(教育訓練給付制度の通学・通信講座)
- 北海道指定の介護職員初任者研修など
- 労働安全衛生法に基づく技能講習(建設機械運転・作業主任者など)



利用の流れ

① 事前相談・利用申請

受講したい講座、料金を確認し、本人が協議会窓口で利用申請

持ち物

- ・ 短期雇用特例被保険者の証明書
- ・ 住所確認書類
- ・ 講座の内容がわかる書類

② 承認通知書

協議会から本人宛に承認通知書を郵送

③ 受講・資格取得

受講を開始。
受講料は事前に本人が教習機関に支払う

④ 助成金申請

受講を修了し資格取得後、本人が協議会窓口で助成金申請

持ち物

- ・ 資格取得の確認ができる免許証など
- ・ 本人宛の教習機関の領収証
- ・ 銀行通帳

⑤ 助成金支給

承認後、協議会から本人の銀行口座へ助成金を振込み

江別・当別・新篠津通年雇用促進協議会

〒067-8674 江別市高砂町6番地 江別市経済部商工労働課内

TEL: 011-381-1023 FAX: 011-381-1072

Email: ets-kisetsu@bd.wakwak.com

https://ets-kisetsu.jimdofree.com

お問い合わせ、お申し込みは裏面をご覧ください。



えべつ通年雇用

検索

市役所第2別館 (江別市の協議会事務局)



季節労働者資格取得促進事業

〈対象者〉

江別市・当別町・新篠津村に住民登録のある方で、雇用保険の「短期雇用特例被保険者」として働いている方、または離職した方で、直前に雇用保険の「短期雇用特例被保険者」として働いていた方（令和4年4月1日以降の離職に限る）。

※離職した方で、直前に雇用保険の「一般被保険者」であったが、その受給資格を有せず、前々職において「短期雇用特例被保険者」であった方は対象となる場合があります。

〈お申し込み方法〉

お申し込みは下記の窓口にお越しください。

※電話でのお申し込みはできません。

〈持ってくるもの〉

短期雇用特例被保険者の証明書、住所確認書類（運転免許証・住民票など）、受講予定の講座の内容がわかる書類

※短期雇用特例被保険者の証明書とは

在職中の方は、令和5年度の雇用保険資格取得等確認通知書（被保険者通知用）/雇用保険被保険者証

離職された方は、離職票または雇用保険特例受給資格者証（いずれも直前の離職に関するもの）

（ハローワークで一時金の手続き中の方は、手続き関係書類を持ってきてください）

〈注意点〉

必ず事前にご相談ください。受講修了後の申請はできません。

国の教育訓練給付金、短期訓練受講費との併給はできません。

講習修了時の修了試験・認定試験の合格、運転免許における免許の取得は必須です。

〈お申し込み・お問い合わせ窓口〉

- 江別市在住者のお申し込みは 江別市経済部商工労働課 電話 011-381-1023
- 当別町在住者のお申し込みは 当別町経済部産業振興課 電話 0133-23-3129
- 新篠津村在住者のお申し込みは 新篠津村総務課 電話 0126-57-2111

季節労働者人材バンク登録票

住 所	〒		
ふりがな 氏 名	生年月日（年齢） 昭和・平成 年 月 日（ 歳）		
電話番号	携帯番号		
勤務先	勤務先電話番号		
免許・資格等			

事務局記入欄

LINE 公式アカウント @286tdjsp
LINEの「友だち追加」から、ID検索するか
QRコードをスキャンしてください

江別・当別・新篠津通年雇用促進協議会

